

兵庫県医療的ケア児支援センター

～設立から5カ月～



2022.11.16

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和3年6月18日公布
9月18日施行

法の基本理念

- 医療的ケア児及びその家族の生活を社会全体で支援しなければならない。
- 医療的ケアの有無に関わらず、子どもたちが共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、個々の状況に応じて、関係機関・民間団体が密に連携し、医療・保健・福祉・教育・労働について切れ目なく支援が行わなければならない。
- 医療的ケア者（18歳以上）も適切な保健医療・福祉サービスを受けながら日常生活や社会生活を送ることができるように支援を行わなければならない。
- 住んでいる地域に関係なく、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるようにする。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和3年6月18日公布
9月18日施行

この法律で、都道府県ごとに「医療的ケア児支援センター」を設立することが責務とされました。

全国では県庁内に置いたり、病院や看護師協会、社会福祉法人への委託など、それぞれの都道府県ごとによって設置するところが違います。

また業務内容についても『医療的ケア児への支援を行う』といった基本は一緒ではありますが、細かい部分においては異なっています。

医療的ケア児支援センターの設置について

1 事業目的

たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児が、**地域において**必要な支援を受けられる体制を構築する。

なお、医療的ケア児（者）及びその家族（「以下「医療的ケア児等」」）の様々な相談に対して総合的に対応する拠点として、

- ① **相談支援**の情報集約点になること。
- ② 医療的ケア児等からの相談に応じ、**情報の提供・助言・支援**を行うとともに、相談を受け止め**関係機関と連携**して対応すること。
- ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整の中核的な役割を果たすこと。

等を目的として、**医療的ケア児支援センター**を設置する（拡充）

2 事業内容

医療的ケア児支援センターの設置（拡充）（R4～）

- 実施手法 民間医療型障害児入所施設への委託（週5日開設）
- 体制 相談員2名（**看護師・相談支援専門員**）
- 内容 医療的ケア児及び家族からのワンストップ相談対応
研修会、家族交流会の開催 等
- 委嘱先 社会福祉法人 重心施設に委託予定（公募）

医療的ケア児支援センター

様々な稼働施設・制度・ヒト を繋ぎ合わせる

「医療福祉センターきずな」が受託

令和4年6月15日 稼働開始！

兵庫県医療的ケア児支援センター

受付時間：平日9時～17時

受付方法：電話・メール・面談（要予約）

TEL：0790-44-2886

Mail：icare@medical-kizuna.net



各市町の障害福祉課や県健康福祉事務所に通知され、チラシが配布されました。またインターネットでの案内も行っています。





「医療的ケア児支援センター」の役割

「医療福祉センターきずな」が受託



① 相談支援

医療的ケア児とその家族からの問い合わせ・相談に個別対応する
必要があれば、居住地域の適切な相談先に繋ぐ

② 関係機関との情報共有・協働関与の推進

医療・福祉・行政の資源・サービスに精通し、これら関係機関と情報を共有し、講習会等を介してそれらのアップデートに寄与する

→ **医療的ケア児等コーディネーター**の支援対応力の養成
医療・保健・福祉・教育・労働等の多分野への参画

③ 医療的ケア児とその家族の家族会の構築・運営

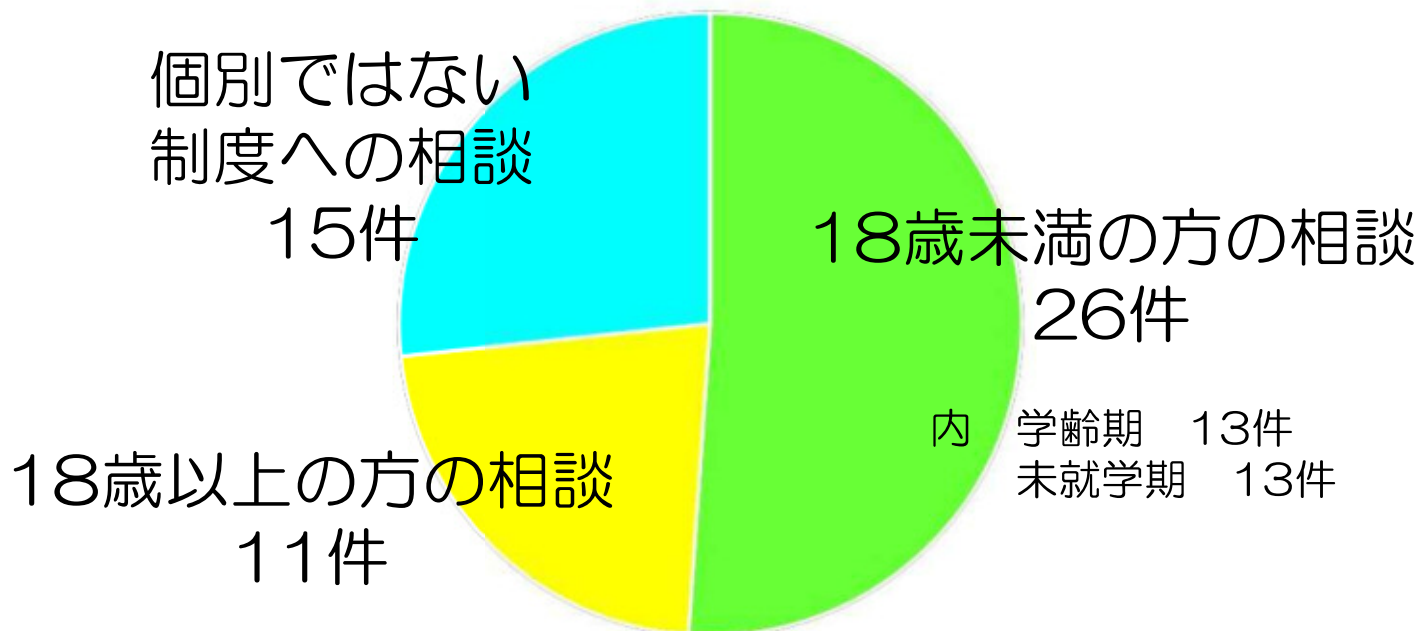
同じ課題を持つ家族間の情報共有・親睦の場を提供する

医療的ケア児支援センター開設してからの実績報告

6月15日～10月31日

相談件数の内訳

相談件数は **52**件
(R4.10.31現在)



医療的ケア児支援センターを開設してからの実績報告

6月15日～10月31日

相談内容の内訳

福祉関連

- ・サービス利用について
- ・サービスの種類など
- ・手当や助成金について

医療関連

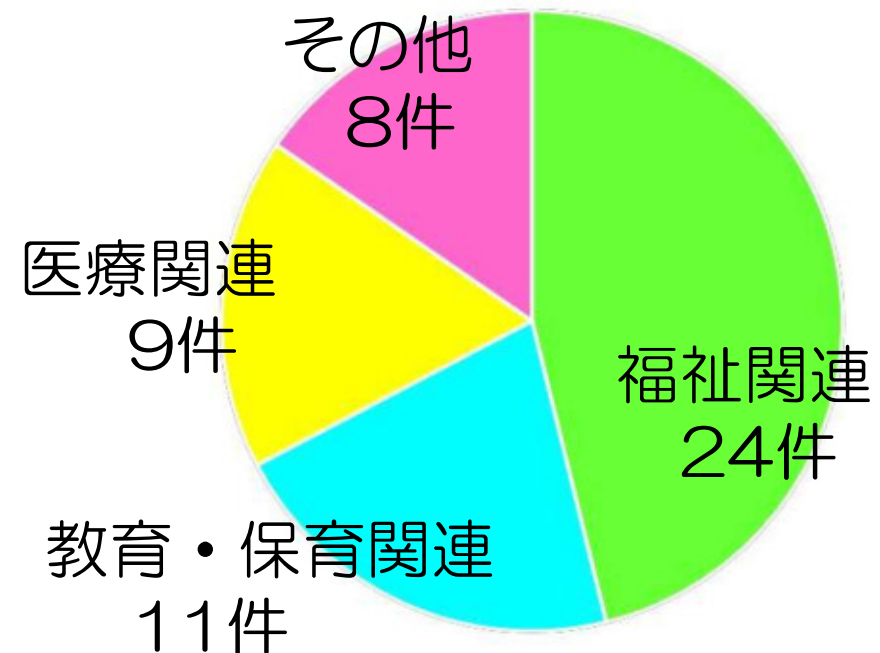
- ・主治医との関係性
- ・新型コロナウイルスについて

教育・保育関連

- ・医ケア児の入園
- ・学校の受け入れマニュアルやガイドラインについて
- ・医ケア児の保護者の相談先として

その他

- ・家族会との連携依頼
- ・サービス事業所の開設について



医療的ケア児支援センターを開設してからの実績報告

6月15日～10月31日

相談者種別

ご家族
相談支援事業所
市役所（障害福祉・保健福祉）
障害福祉サービス事業所
訪問看護ステーション
病院関係
学校・保育所など

相談者居住地

兵庫県全域
（他府県からも1件）

相談方法

電話
メール
面談

ご家族からの相談が一番多い。
次に多いのが市役所関係で、最近特に増えてきました。
相談支援事業所や福祉サービス事業所、病院からの問い合わせもあります。
相談方法は電話がほぼ9割です。

医療的ケア児支援センターを開設してからの実績報告

連携・訪問関連の実績報告（予定も含む）

6月15日～10月31日

健康福祉事務所関係

加東健康福祉事務所
丹波市健康福祉事務所
明石市健康増進課
赤穂市健康福祉事務所

特別支援・養護学校関係

加古川養護学校
明石養護学校
書写養護学校

医療機関地域医療連携室

加古川中央市民病院
県立尼崎総合医療センター
兵庫あおの病院
医療福祉センターさくら
兵庫県立こども病院
西宮すなご医療福祉センター
にこにこハウス医療福祉センター

相談支援・地域支援

医ケア児等Co.阪神圏域連絡会
芦屋市議会議員研修会
東播磨圏域医ケア児等Co.連絡会
北播磨障がい福祉Net会議
北播磨相談支援部会
西脇市障害者支援連絡会
加西市自立支援協議会
西播磨医ケア児等Co.連絡会議
医ケア児等の生活支援検討会（淡路）
但馬圏域連絡会
兵庫県議会（健康福祉常任委員会視察）

圏域コーディネーター関連

兵庫県域Co連絡会
相談支援事業所はんど（北播磨）
地域支援センターあいあむ（東播磨）
相談支援事業所こんぱす（西播磨）
三田谷治療教育院（阪神南）
アソア・ソーシャルサポート川西（阪神北）
淡路障害者生活支援センター（淡路）

県外支援センター

奈良県重症心身障害者支援センター

医療的ケア児支援研修

医療的ケア児等支援者養成研修
医療的ケア児等コーディネーター養成研修

医療的ケア児支援センターを開設してからの実績報告

6月15日～10月31日

医療的ケア児支援センターの業務説明

依頼先の市町によりますが、訪問・オンラインにて医療的ケア児支援センターの業務や相談内容について説明。要望あれば、医療的ケア児（者）への対応の相談や課題について伺ったり、医療的ケア児等コーディネーターの業務について協議をすることもあります。

研修会等への参加等

丹波健康福祉事務所医療的ケア児保護者交流会にオブザーバー
加古川養護学校で医療的ケア児委員会の研修会の講師
医療的ケア児等コーディネーター支援研修のファシリテーター
北播磨障がい福祉ネットワーク会議医療的ケア児支援部会の研修企画

体制づくり

県と圏域コーディネーターと共に、医療的ケア児等コーディネーターの業務と医療的ケア児等支援センターとの関係について協議中